

## 県内の患者の発生状況

### 1 検査陽性者の状況（令和2年7月22日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
	入院（宿泊療養を含む）				死亡	退院
	中等症以下		重症			
20,675	883	113	113	0	45	725
+659	+30	+11	+11	0	0	+19

※下段は前日比

[検査内訳]

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	15,485		15,485	781
	+320		+320	+23
民間検査機関等 （医療機関等）	4,387	803	5,190	102
	+262	+77	+339	+7
合計	19,872	803	20,675	883
	+582	+77	+659	+30

※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引
入院	515	81	434
宿泊	500	32	468
合計	1,015	113	902

### 2 3/1～5/16 までに発生した患者の状況（699人）

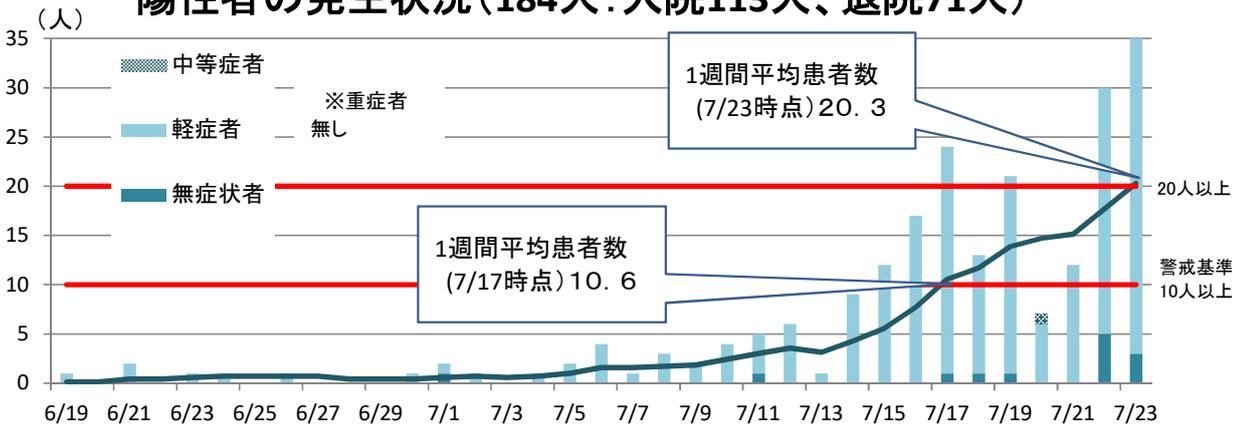
感染経路別等の患者数

（単位：人）

区分	患者数
家庭	153
職場	111
飲食店等	19
海外渡航関係	26
ライブ関係	13
クラスター（医療関係101人、福祉関係69人、その他29人）	195
その他（東京・大阪等国内移動・旅行等）	20
小計	537
感染源不明	162
合計	699

### 3 6/19以降に発生した患者の状況 (184人)

#### 陽性者の発生状況(184人:入院113人、退院71人)



(1) 男女別患者数：男性が約61%

区分	患者数(人)	(%)
男性	112	60.9
女性	72	39.1
計	184	100

(4) 管轄保健所別患者数：都市部に多い

区分	全患者数(人) (6/19~7/22)	直近1週間 患者数(人) (7/16~7/22)	人口10万対
県所管			
芦屋	10	3	3.17
伊丹	20	15	3.94
宝塚	18	11	3.29
加古川	4	3	0.73
加東	4	2	0.76
中播磨	0	0	0.00
龍野	1	1	0.63
赤穂	4	4	4.52
豊岡	0	0	0.00
朝来	0	0	0.00
丹波	1	0	0.00
洲本	2	0	0.00
小計	64	39	—
神戸市	57	44	2.89
姫路市	15	8	1.51
尼崎市	15	8	1.77
西宮市	29	22	4.51
明石市	4	3	1.00
小計	120	85	—
合計	184	124	—

(2) 年齢別患者数  
20歳代を中心に若者が多い

区分	患者数(人)	(%)
10代未満	4	2.2
10代	17	9.2
20代	90	48.9
30代	21	11.4
40代	20	10.9
50代	14	7.6
60代	7	3.8
70代	8	4.3
80代	1	0.5
90代	1	0.5
非公表	1	0.5
計	184	100

(3) 職業別患者数

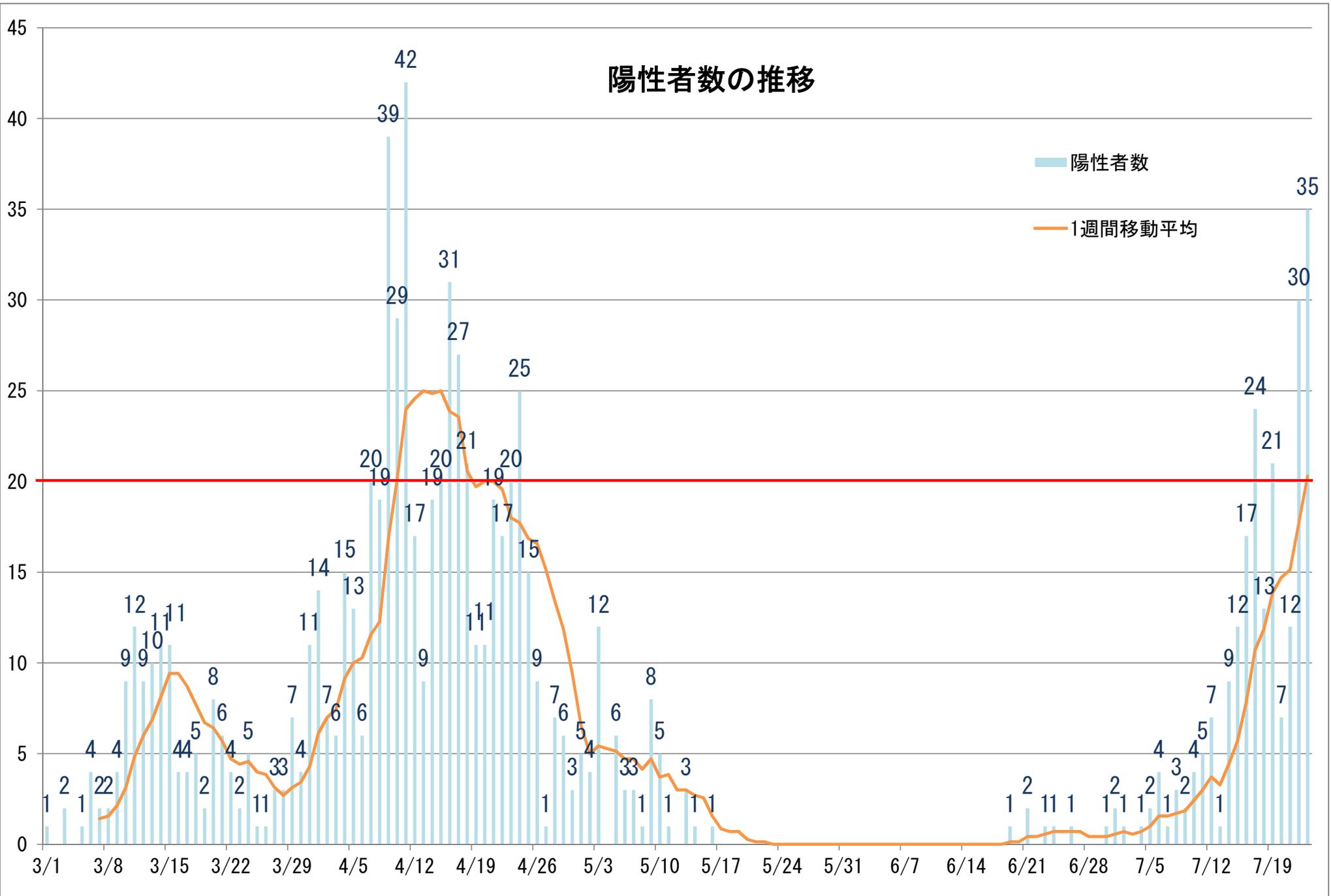
区分	患者数(人)	(%)
学生等	24	13.0
会社員等	90	48.9
自営業	8	4.3
無職	23	12.5
不明・調査中	39	21.2
計	184	100

(5) 感染経路別患者数

飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む

感染推定地	感染推定場所	患者数(人)	(%)
県内	飲食店	13	7.1
	家庭	13	7.1
	職場等	16	8.7
	その他 (友人との会食等)	27	14.7
小計		69	37.5
県外	飲食店	21	11.4
	職場等	4	2.2
	その他 (東京・大阪との往来等)	23	12.5
小計		48	26.1
調査中		67	36.4
合計		184	100

# 陽性者数の推移



## 「感染増加期」における本県の対策

区分	感染増加期の目安 (6/18 対策本部会議決定)	対応 (7/23～) ※新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項による協力要請	警戒期の対応 (7/17～7/22) ※新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項による協力要請
外出自粛等	<p>①「<u>接触機会の8割低減</u>」を目指し、<u>外出自粛要請</u>（法第24条第9項）</p> <p>②患者が多数発生している都道府県や人口密集地への<u>不要不急の移動の自粛要請</u></p> <p>③クラスター発生施設（繁華街の接待を伴う飲食店等）等の利用自粛要請</p> <p>④<u>イベントへの参加自粛要請</u></p>	<p>①外出自粛要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の症状がある場合は、外出を控えるよう要請</li> <li>特に、<u>高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請</u></li> </ul> <p>②東京都など感染が再拡大している地域への<u>不要不急の往來の自粛を要請</u></p> <p>③クラスター発生施設（繁華街の接待を伴う飲食店等）等の利用について次のことを要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設への出入り自粛を要請</li> <li>ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入り自粛を要請</li> <li>学生をはじめ若者に対して、<u>多人数での会食は慎重に行うこと、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けること</u>を要請</li> </ul> <p>④<u>イベントへの参加自粛を要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請</u></li> </ul> <p>⑤感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用及び新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請</li> </ul>	<p>①外出自粛要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう要請</li> </ul> <p>②患者が多数発生している都道府県や人口密集地への<u>不要不急の移動の自粛要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都など人口密集地や感染が再拡大している地域との<u>不要不急の往來の自粛を要請</u></li> </ul> <p>③クラスター発生施設（繁華街の接待を伴う飲食店等）等の利用自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設への出入り自粛を要請</li> <li>ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入り自粛を要請</li> <li>学生をはじめ若者に対して、<u>多人数での会食は慎重に行うこと、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けること</u>を要請</li> </ul> <p>④感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用及び新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請</li> </ul>
イベント	<p>①<u>イベントの中止又は延期の要請</u> (法第24条第9項)</p> <p>②開催の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内：100人以下、定員の半分以上</li> <li>屋外：200人以下、距離を十分に確保</li> </ul>	<p>①イベント等の中止又は延期の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、<u>中止又は延期を要請（～8/31）</u></li> <li><u>感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請</u></li> </ul> <p>②開催の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請（～8/31）</li> <li>屋内：5,000人以下、定員の半分以上</li> <li>屋外：5,000人以下、距離を十分に確保</li> <li>参加者が5,000人以下であっても、1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談を要請</li> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請</li> </ul>	<p>①全国的かつ大規模なイベントの中止又は延期の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、<u>中止又は延期を要請（～7/31）</u></li> </ul> <p>②開催の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請（～7/31）</li> <li>屋内：5,000人以下、定員の半分以上</li> <li>屋外：5,000人以下、距離を十分に確保</li> <li>参加者が5,000人以下であっても1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談を要請</li> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請</li> </ul>
事業活動	<p>①業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請</p>	<p>①業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請</p> <p>特にバーやクラブ等の接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店に対し、ガイドラインの遵守を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店では、少しでも発熱・せき・味覚障害等の症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請</li> <li>「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請</li> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請</li> </ul>	<p>①業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請</p> <p>特にバーやクラブ等の接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店に対し、ガイドラインの遵守を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店では、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請</li> <li>「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請</li> <li>「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請</li> </ul>
出勤等	<p>①「<u>通勤者7割削減</u>」の徹底</p> <p>②在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の徹底</p> <p>③「<u>三つの密</u>」の回避</p>	<p>①在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の徹底</p> <p>②「<u>三つの密</u>」の回避</p>	<p>①在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の徹底</p> <p>②「<u>三つの密</u>」の回避</p>
その他		<p>①<u>保健所体制強化（積極的疫学調査等）</u></p> <p>②<u>病床数：400床程度（うち重症70床程度）確保</u></p> <p>③<u>宿泊療養：300室程度確保</u></p>	

(注) 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断

<参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法>

第二十四条（第1～8項 略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抄）

(略)

### III 措置

#### 1 医療体制

##### (1) 入院体制

○新規陽性患者の発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するシナリオに、感染がさらに拡大する局面も見据え、新たなフェーズ（「感染拡大期2」）を追加した。

現在、重症対応 71 床、中軽症対応 444 床の計 515 床を確保しているが、新たな計画に対応し、7 月末には 650 床程度（うち重症対応 120 床程度）の病床を確保する。

感染増加期に移行したことから、重症対応 70 床、中軽症対応 330 床の計 400 床体制を早急に構築する。

今後も引き続き、フェーズごとに体制を強化するシナリオに基づき、機動的な対応を行う。

##### 【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期 1	感染拡大期 2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者数 発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

(2)～(10) (略)

#### 2 学校等

##### (1) 公立学校

[県立学校]

##### ①教育活動

感染防止対策を講じた上で、当面、県内での活動に限定し、実施する。

なお、今後、県内における感染者がさらに増加した場合においては、学区ごとの感染状況を踏まえ、学区内に限定することを検討する。

(略)

##### ②部活動

○感染防止対策を講じた上で、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。

○公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、当面、県内での活動に限定（県内の学校のみ参加）し、実施する。

なお、今後、県内における感染者がさらに増加した場合においては、学区ごとの感染状況を踏まえ、学区内に限定することを検討する。

(略)

## (2) 県内大学

### ○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。対面授業・課外活動等を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(略)

## (3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染防止対策を講じた上で教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。

## 3 (略)

## 4 社会福祉施設

### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、次なる波に備え、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを整備する。

### (2)～(4) (略)

## 5 (略)

## 6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

### ○次の事項を県民に要請する。

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・特に、高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛すること
- ・東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の往来を自粛すること
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（検温、換気、人数制限、連絡先登録など）がなされていない施設への出入りを自粛すること
- ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入りを自粛すること。
- ・学生をはじめ若者に対して、多人数での会食は慎重に行うこと、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けることを要請
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進  
「3密」（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離の確保、マスクの着用 等  
※熱中症リスクを考慮し、屋外で十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。

- 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を要請する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請する。

## 7 イベントの開催自粛要請等（～8月31日、法第24条第9項）

- 全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、中止又は延期を要請する。
- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。
  - ＜開催の目安＞
  - （7月10日～8月31日まで）・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
  - ・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保
- イベント参加者が5,000人以下であっても1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

## 8 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）

- 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特にバーやクラブ等の接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店に対し、ガイドラインの遵守を要請する。
- 飲食店においては、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
  - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
  - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減の取組
  - 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、職場での「3密」（密閉・密集・密接）の回避、職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

9～10 （略）

## 感染増加期を迎えて

兵庫県では、本日、新規感染者が 35 人確認され、直近 1 週間の移動平均で 20 人を超え、「感染増加期」に入りました。

直近の感染状況を見ると、

- ① 感染経路では、接待やお酒を伴う飲食店での感染及びこれに関連する家庭や職場での濃厚接触による感染
  - ② 東京や大阪など県外での飲食に伴う感染
  - ③ 10代から30代の若い世代の感染
- が多い状況です。

これらの状況を踏まえ、県として、次のことに重点的に取り組んでいます。

- 1 クラスターの封じ込め
- 2 濃厚接触者への積極的疫学調査による2次感染防止
- 3 飲食店などクラスター源となり得る施設への出入り注意の要請
- 4 感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策徹底の要請

現状では重症患者はおらず病床は逼迫していないものの、これ以上の感染拡大を防がなければなりません。県民の皆様には、次のことについて、強くお願いします。

### 県民の皆様へ

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入りを自粛してください。
- 学生をはじめ若者の皆様には、**多人数での会食**は慎重に行ってください。また、飲食しながらの**大声での会話**や**回し飲み**は避けてください。
- 「3密」の回避、熱中症に留意したマスクの着用等、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。

### 事業者の皆様へ

- ガイドライン等に基づく**感染防止対策**のさらなる徹底と「**感染防止対策宣言ポスター**」の掲示をお願いします。特に、バーやクラブ等の**接待を伴う飲食店**及びその他の**酒類の提供を行う飲食店**はガイドラインの遵守を強くお願いします。
- 施設での「**兵庫県新型コロナ追跡システム**」への登録と、施設内でのQRコードの掲示をお願いします。また、施設利用者は、「**兵庫県新型コロナ追跡システム**」の利用（メールアドレス等の登録）をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県民の皆様、事業者の皆様、一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三